



島根県報

令和8年3月27日（金）

号外第40号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第194号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	本庄福富松江線	松江市新庄町字城山1164番1地先から同1168番1地先まで	前	メートル 15.76～51.04	メートル 105.10	松江県土整備事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	15.76～62.92	105.10		
〃	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1809番303地先から同地先まで	前	6.94～7.57	22.35	災害復旧工事 拡幅	
			後	6.94～25.60	22.35		
〃	〃	仁多郡奥出雲町小馬木1809番303地先から同地先まで	前	6.19～6.91	31.48	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 災害復旧工事 拡幅	
			後	6.19～22.58	31.48		
〃	〃	仁多郡奥出雲町小馬木1809番304地先から同地先まで	前	3.80～5.60	37.04	災害防除工事 拡幅	
			後	5.20～18.20	37.04		
〃	田所国府線	江津市有福温泉町1222番2地先から浜田市下有福町584番1地先まで	前	A	5.10～41.00	1,452.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	11.20～70.12	1,180.00	
			後 B	11.20～70.12	1,180.00	浜田県土整備	

”	江津港線	江津市江津町1212番6 地先から同町1517番1 地先まで	前	A	12.00～ 18.50	136.60	事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
		江津市江津町1212番1 地先から同町1280番地 先まで		B	12.00～ 24.25	325.00	
				後	B	12.00～ 20.00	

島根県告示第195号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1809番303地先から同地先まで	メートル 22.35	令和8年3月27日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町小馬木1809番303地先から同地先まで	31.48	令和8年3月27日		
〃	〃	仁多郡奥出雲町小馬木1809番304地先から同地先まで	37.04	令和8年3月27日		
〃	市木井原線	邑智郡邑南町市木5173番3地先から同地先まで	68.50	令和8年3月27日	県央県土整備事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町市木5175番1地先から同地先まで	28.40	令和8年3月27日		
〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町長藤827番22地先から同地先まで	12.90	令和8年3月27日		
〃	〃	邑智郡美郷町長藤832番3地先から同地先まで	28.50	令和8年3月27日		
〃	〃	邑智郡美郷町長藤827番20地先から同地先まで	41.80	令和8年3月27日		
〃	〃		19.70	令和8年3月27日		
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久渡瀬1番1地先から同町大久後金橋4番2地先まで	351.60	令和8年3月27日		隠岐支庁県土整備局